

毎週月. 水. 金曜日発行

富 山 県 報

平成26年11月26日

水 曜 日

第 3841 号

目 次

告 示

- 道路の位置の指定 1
- 位置の指定を受けた道路の廃止 2
- 救急病院の認定 3
- 道路の区域変更
- 道路の供用開始 4
- 保安林の指定予定 5

公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 6
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出
- 富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施 7

告 示

富山県告示第489号

道路の位置の指定について

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第42条第 1 項第 4 号に規定する道路の位置を次のように指定した。

平成26年11月26日

富山県知事 石 井 隆 一

| 道路番号 | 幅 員 (メートル) | 延 長 (メートル) | 道路の位置 | | 指定年月日 |
|------|---------------|---------------|---------------|-----------------|--------------|
| | | | 始点の地名地番 | 終点の地名地番 | |
| 1 | 20.00 | 659.00 | 射水市上野 706 番 | 射水市入会地字 天池52番 4 | 平成26年 10月20日 |
| 2 | 14.00 | 139.60 | 射水市入会地字 天池70番 | 射水市入会地字 天池72番 7 | 平成26年 10月20日 |

富山県告示第490号

道路の位置の指定について

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第42条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置を次のように指定した。

平成26年11月26日

富山県知事 石 井 隆 一

| 道路番号 | 幅 員 (メートル) | 延 長 (メートル) | 道路の位置 | | 指定年月日 |
|------|---------------|---------------|------------|------------|-----------------|
| | | | 始点の地名地番 | 終点の地名地番 | |
| 1 | 4.11～ 5.07 | 28.01 | 黒部市沓掛5035番 | 黒部市沓掛5041番 | 平成26年 10月16日 |

富山県告示第491号

位置の指定を受けた道路の廃止について

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により指定した道路の位置について、次のとおり廃止したので公告する。

平成26年11月26日

富山県知事 石 井 隆 一

1 廃止した道路の位置等

| 道路番号 | 幅 員 (メートル) | 延 長 (メートル) | 道路の位置 | | 指定年月日 |
|------|---------------|---------------|-----------------|-----------------|----------------|
| | | | 始点の地名地番 | 終点の地名地番 | |
| 1 | 9.00 | 225.00 | 黒部市三日市茅堂4016番 1 | 黒部市三日市茅堂4016番 1 | 昭和38年 2月 9日 |
| 2 | 9.00 | 71.40 | 黒部市三日市茅堂4016番 4 | 黒部市三日市茅堂4016番 1 | 昭和38年 2月 9日 |
| 3 | 9.00 | 71.40 | 黒部市三日市茅堂4016番 3 | 黒部市三日市茅堂4016番 1 | 昭和38年 2月 9日 |

| | | | | | |
|---|------|-------|----------------|----------------|-----------|
| 4 | 9.00 | 94.50 | 黒部市三日市茅堂4016番1 | 黒部市三日市茅堂4016番1 | 昭和38年2月9日 |
| 5 | 9.00 | 94.50 | 黒部市三日市茅堂4016番1 | 黒部市三日市茅堂4016番1 | 昭和38年2月9日 |

2 廃止した日

平成26年10月30日

富山県告示第492号

救急病院の認定について

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として、次のとおり認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成26年11月26日

富山県知事 石 井 隆 一

| 名称 | 所在地 | 開設者 | 認定有効期間 |
|-----------------|-------------|-----------|-------------------------------|
| 医療法人財団正友会中村記念病院 | 氷見市島尾 825番地 | 医療法人財団正友会 | 自 平成26年12月1日 至 平成29年11月30日 |

富山県告示第493号

道路の区域変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のとおり変更したので、同項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において11月26日から1箇月間一般の縦覧に供する。

平成26年11月26日

富山県知事 石 井 隆 一

| 道路の種類 及び路線名 | 区 間 | 変 更 前後別 | 記号 | 敷地の幅員 メートル | 延 長 メートル | 縦覧場所 |
|----------------|--|------------|----|---------------|-------------|--------------|
| 県道 三箇吉島線 | 魚津市吉島字高セキ1342番 8から 魚津市吉島字中川原1300番 2まで | 変更前 | | 最大 18.3 | 94.0 | 新川土木 センター |
| | 最小 8.2 | | | | | |
| 県道 蓮町新庄線 | 魚津市吉島字高セキ1342番 2から 魚津市吉島字中川原78番2 まで | 変更後 | | 最大 22.3 | 94.0 | 富山土木 センター |
| | 最小 12.3 | | | | | |
| 県道 蓮町新庄線 | 富山市鍋田88番8から | 変更前 | | 最大 5.8 | 135.0 | 富山土木 センター |
| | 富山市鍋田94番25まで | | | 変更後 | | |
| | | | | 最小 3.3 | | |
| | | | | 最大 6.6 | | |
| | | | | 最小 6.6 | | |

富山県告示第494号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において11月26日から1箇月間一般の縦覧に供する。

平成26年11月26日

富山県知事 石 井 隆 一

| 道路の種類 及び路線名 | 区 間 | 供用開始の期日 | 縦覧場所 |
|----------------|--------------------------------------|-------------|--------------|
| 県道 三箇吉島線 | 魚津市吉島字高セキ1342番2から 魚津市吉島字中川原78番2まで | 平成26年11月26日 | 新川土木 センター |
| 県道 蓮町新庄線 | 富山市鍋田88番8から 富山市鍋田94番25まで | 平成26年11月26日 | 富山土木 センター |

| | | | |
|--------------|-------------------------------------|-------------|-----------------------------|
| 県道 黒部宇奈月線 | 黒部市荻生字新堂6910番19から 黒部市荻生字2929番3まで | 平成26年11月26日 | 新川土木 センター 入善土木 事務所 |
| | 黒部市荻生字3294番から 黒部市若栗4092番まで | | |

富山県告示第495号

保安林の指定予定について

農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第 249号）第30条の規定により告示する。

平成26年11月26日

富山県知事 石 井 隆 一

1 保安林予定森林の所在場所

富山県高岡市福岡町澤川字下向10の42、10の45、26の 8、26の11、26の12

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県農林水産部森林政策課及び高岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~**特定非営利活動法人の定款変更認証の申請**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定による特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年11月26日

富山県知事 石 井 隆 一

1 申請のあった年月日

平成26年11月14日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人黒部市ひまわり福祉作業所

3 代表者の氏名

松岡 洋

4 主たる事務所の所在地

富山県黒部市金屋 464番地 1

5 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、障害者が地域で自立生活できる社会の実現を図るため、障害者の自立支援に関する事業や、障害者の福祉に関する啓発・広報事業を行い、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成26年11月26日

富山県知事 石 井 隆 一

1 店舗の名称及び所在地

(仮称) V・drug 砺波中神店 砺波市中神土地区画整理事業地内11街区

- 2 店舗を設置する者 株式会社日本都市開発研究所
- 3 店舗において小売業を行う者 中部薬品株式会社 ほか
- 4 新設の日 平成27年5月18日
- 5 店舗面積の合計 1,140㎡
- 6 店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数 敷地南側 44台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数 V・drug 棟西側ほか 22台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積 V・drug 棟東側ほか 80㎡
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 V・drug 棟内東側ほか 10.10㎡
- 7 店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 午前9時及び午後9時 ほか
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 24時間
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 4箇所 敷地西側ほか
 - (4) 荷さばきを行うことができる時間帯 24時間
- 8 届出の日 平成26年11月17日
- 9 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課
- 10 縦覧期間 平成26年11月26日から平成27年3月26日まで
- 11 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

- (1)氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）
- (2)(1)の事項の公表の可否
- (3)当該店舗の名称及び所在地
- (4)意見及びその理由

富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施

富山県の物品等調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法

施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第6条の規定により公告する。

平成26年11月26日

富山県知事 石 井 隆 一

1 入札に付する事項

(1) 借入物品等の名称及び数量

- | | |
|-----------------------|----|
| ア 電子計算組織（富山視覚総合支援学校分） | 一式 |
| イ 電子計算組織（高岡聴覚総合支援学校分） | 一式 |
| ウ 電子計算組織（にいかわ総合支援学校分） | 一式 |
| エ 電子計算組織（しらとり支援学校分） | 一式 |
| オ 電子計算組織（高志支援学校分） | 一式 |
| カ 電子計算組織（ふるさと支援学校分） | 一式 |

(2) 借入物品等の規格、機能、性能等

入札説明書による。

(3) 借入期間

平成27年3月1日から平成33年2月28日まで（72箇月）

(4) 借入場所

入札説明書による。

(5) 借入条件

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（平成26年富山県告示第163号）第1の規定に該当しない者であること。
- (2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されているものであること。
- (3) 本公告に示した物品を第三者をして貸付けようとする者にあつては、当該物

品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。

3 入札に参加する者に求められる義務

本件入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した規格、機能、性能等に適合するものであることを証明する書類等を入札書に添えて、入札書の提出期限までに、4の(4)に掲げる入札書の提出場所へ提出しなければならない。

なお、提出した書類等に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8501 富山市新総曲輪 1 番 7 号
富山県教育委員会教育企画課管理広報係
電話 076-444-3430（直通）

(2) 入札説明書の交付方法

平成26年11月26日から平成27年1月6日までの間（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

(3) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時 平成26年12月1日 午後1時30分
イ 場所 〒930-8501 富山市新総曲輪 1 番 7 号
富山県庁南別館 463号会議室

(4) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所

ア 電子計算組織（富山視覚総合支援学校分） 一式
〒930-0922 富山市大江干 144番地
富山県立富山視覚総合支援学校事務室
電話 076-423-8417（直通）

- イ 電子計算組織（高岡聴覚総合支援学校分） 一式
〒933-0824 高岡市西藤平蔵 700番地
富山県立高岡聴覚総合支援学校事務室
電話 0766-63-6385（直通）
- ウ 電子計算組織（にいかわ総合支援学校分） 一式
〒938-0059 黒部市石田6682番地
富山県立にいかわ総合支援学校事務室
電話 0765-54-1288（直通）
- エ 電子計算組織（しらとり支援学校分） 一式
〒939-2602 富山市婦中町下邑2877番地
富山県立しらとり支援学校事務室
電話 076-469-5531（直通）
- オ 電子計算組織（高志支援学校分） 一式
〒931-8445 富山市道正29番1号
富山県立高志支援学校事務室
電話 076-438-4811（直通）
- カ 電子計算組織（ふるさと支援学校分） 一式
〒939-2607 富山市婦中町新町2913番地
富山県立ふるさと支援学校事務室
電話 076-469-3388（直通）

(5) 入札書の提出期限

平成27年1月13日 午後5時

(6) 入札書の提出方法

直接持参又は郵便（郵便による場合は、書留郵便とし、提出期限までに必着とすること。）

5 開札の日時、場所等

(1) 開札日時

ア 平成27年1月23日 午前10時

イ 平成27年1月23日 午前10時15分

ウ 平成27年 1 月23日 午前10時30分

エ 平成27年 1 月23日 午前10時45分

オ 平成27年 1 月23日 午前11時

カ 平成27年 1 月23日 午前11時15分

(2) 開札場所 〒930-8501 富山市新総曲輪 1 番 7 号

富山県出納局総務会計課入札室

(3) 開札は、原則として入札に参加する者の全員の立会いのもとで行う。開札に立ち会うことができない者は、開札日の前日までに、その旨を 4 の(1)の機関に届け出るものとする。

6 入札保証金に関する事項

免除とする。

7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

(3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

8 入札の方法

(1) 入札書に記載する金額は、入札しようとする物品等の 1 箇月分の賃借料に相当する金額とする。

(2) 落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

9 落札者の決定の方法

(1) 有効な入札書を提出し、かつ、3 の書類等の審査の結果この公告及び入札説明書に示した物品等を納入できると認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (3) 本件調達契約は、特例政令の適用を受ける。
- (4) 本件調達契約に係る苦情の申立てがあり、富山県特定調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合には、本件契約手続の停止等を行うことがある。
- (5) その他詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
Personal Computer Network System for teaching, 1 set.
- (2) Your bid must be delivered not later than 5:00 p.m. on January 13, 2015
- (3) Contact point for notification:
Educational Planning Division, Board of Education
Toyama Prefectural Government
1-7 Shinsogawa, Toyama-shi, Toyama Pref.
930-8501 Japan
Telephone: 076-444-3430